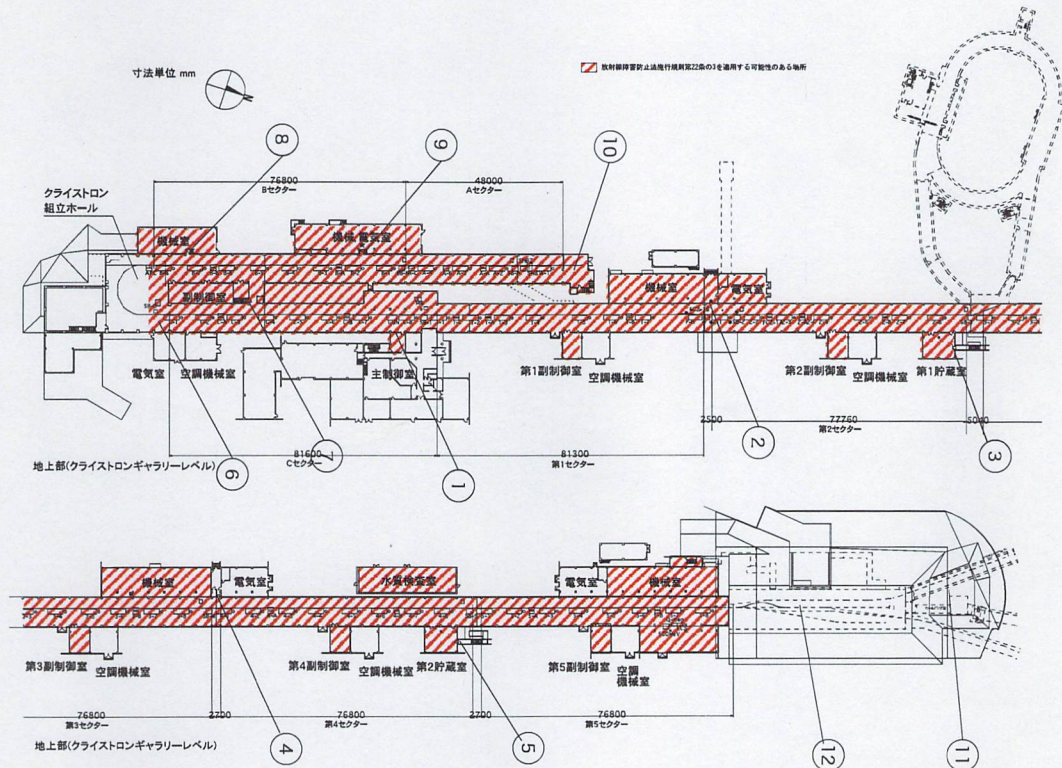


電子陽電子入射器棟における放射線障害防止法施行規則第22条の3の適用について

2015年2月9日
放射線取扱主任者

電子陽電子入射器棟において、放射線障害防止法施行規則第22条の3にもとづき、下記の期間、管理区域でないものとみなし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行います。

1. 期間 2015年2月9日 から 2015年4月5日
2. 場所 (下記の一般管理区域)
電子陽電子入射器棟クライストロンギャラリーの一部 (図赤色部分)



配布先 機構長 (素核研) 所長、副所長 (物構研) 所長、副所長 (加速器) 施設長、各主幹 (共通) 施設長、各センター長、当該発生装置管理責任者、同作業責任者
各区域放射線担当者、管理室員、(管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室、各研究施設事務室、